

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚 生 年 金 保 険 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200456 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200031 号

第1 結論

昭和 57 年 * 月から平成 2 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 * 月から平成 2 年 4 月まで

私は、昭和 57 年 * 月から A 社に勤務して、事業主の妻が私の国民年金の加入手続を行い、平成 2 年 5 月に A 社の厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料の領収書とともに国民年金保険料分が差し引かれた給料を受け取っていた。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、事業主の妻が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主及びその妻は既に亡くなっていることから、同事業主と同姓で、かつ、閉鎖事項全部証明書により平成 5 年 8 月に取締役に就任したことが確認できる者に対して、A 社における国民年金の取扱いについて照会を行ったところ、同取締役は、事業主だった父親及び事務全般を行っていたとする母親も亡くなっていることから、当時の資料は保管していないので、何もわからない旨回答及び陳述している。

また、請求者は、現在、国民年金保険料の領収書は所持しておらず、給料が支給されたときに国民年金保険料の領収書を受け取っていたとする同僚の氏名を覚えていたものの、オンライン記録により、その同僚と推認できる者は亡くなっていることが確認でき、A 社における国民年金の取扱いについて聴取することができない。

さらに、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されていたところ、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者となった昭和 57 年 * 月 * 日に係る被保険者資格の入力処理は、平成 8 年 6 月 17 日に行われていることから、請求者の国民年金番号「*」（現在は、基礎年金番号）は、同年 6 月頃に払

い出されたことが推認できる。このことから、請求者はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者が請求期間当時居住していたとするB市を管轄していたC及びD社会保険事務所（当時）において、請求者がA社に入社したとする昭和57年*月から昭和58年9月頃までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名が記載された国民年金手帳記号番号払出簿にて、目視による調査を行ったが請求者の氏名は確認できない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の調査を行ったが、請求者に対して、「*」以外の国民年金番号が払い出されていることを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101180 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200107 号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のE社（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月頃から昭和 51 年 11 月末頃まで
② 昭和 52 年 7 月 26 日から昭和 53 年 5 月頃まで
③ 昭和 60 年 9 月頃から同年 12 月頃まで
④ 昭和 62 年 4 月頃から昭和 63 年 4 月頃まで
⑤ 平成 12 年 9 月頃から同年 12 月頃まで

私は、各請求期間において以下のとおり勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、A社からH社（現在は、I社）に派遣され、J業務等に従事していた。

請求期間②については、C社において、K業務に昭和53年5月頃まで従事していた。

請求期間③については、D社において、L業務に従事していた。前回の訂正請求において、当該期間の記録訂正是できない旨の決定がされたが、新たに、当時の上司の連絡先が判明した。

請求期間④については、E社からM社（現在はN社）の工場に派遣され、O業務に従事していた。

請求期間⑤については、G社からP社に派遣され、Q業務に従事していた。

第3 判断の理由

1 請求期間③を含む昭和60年9月1日から昭和61年2月24日までの期間に係る訂正請求については、i) 請求者は、D社における自身の名刺を提出しているものの、当該名刺では勤務実態を確認できず、雇用保険の加入記録も確認できないこと、ii) 同社は既に廃止されているところ、廃止当時の代表者は、自身は名前だけの代表者であり、請求者と面識はなく、資料はない旨回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主は、請求者の勤務実態及び保険料の控除については不明と回答していること、iii) 同社の被保険者であった複数の者に照会を行ったものの、請求者の勤務実態について確認できないこと、iv) 請求者が給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、既に令和2年9月3日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、D社における上司の姓と電話番号を挙げ、請求期間を昭和60年9月頃から同年12月頃までの期間として、2回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、D社の被保険者の中に請求者の挙げた上司と同姓の被保険者は見当たらない上、上述の電話番号は使用されておらず、当該上司とは連絡が取れることから、これらは当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

2 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B社の事業主は、当時の資料はなく請求者の在籍期間は不明である旨回答している。

さらに、請求者が派遣先であったと主張するH社の後継事業所であるI社の担当課の担当者は、当時の資料がなく、請求者が派遣されていたか否か不明である旨陳述している。

加えて、請求期間①においてA社の厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したもの、請求者を知っていると回答した者はいない。

3 請求期間②について、雇用保険における請求者のC社に係る離職日は昭和52年7月25日と記録されており、オンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

また、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっている上、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点（平成13年11月30日）で事業主であった者は、当時の資料はなく、請求者の退職時期は不明であるが、被保険者でない者から厚生年金保険料を控除することはなく、社員であれば全員厚生年金保険に加入させていた旨陳述している。

さらに、請求期間②当時にC社の厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したもの、請求者の退職時期を記憶する者はいない。

4 請求期間④について、請求者のE社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、F社の担当課の担当者は当時の資料はなく請求者の在籍期間は不明である旨陳述しており、請求者が派遣先であったと主張するM社の後継事業所であるN社も派遣先管理台帳等の資料はない旨回答している。

さらに、上述の担当者は、請求者の厚生年金保険料の控除については不明であるが、請求期間④当時の派遣社員の厚生年金保険の加入については選択制であったと思われる旨陳述しているほか、当該期間においてE社の厚生年金保険被保険者であった者に照会したところ、複数の者から同様の回答を得られたことから、当該期間当時、同社の派遣社員は、厚生年金保険に加入しない場合があることがうかがえる。

加えて、上述の照会において請求者を知っている旨回答した者はいない。

5 請求期間⑤について、請求者のG社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、G社の事業主は、人事資料はあるが請求者の資料がないことから、請求者は在籍していないかった旨回答しており、請求者が派遣先であったと主張するP社は、派遣先管理台帳等の資料がなく、請求者が自社の業務に従事していたか不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録により、請求者が請求期間⑤のうちの平成12年9月から同年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、市区町村からの回答により、平成11年12月21日から平成12年12月5日までの期間、請求者が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、請求期間⑤においてG社の厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したもの、請求者を知っていると回答した者はいない。

6 請求期間①、②、④及び⑤について、請求者は給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保有していない上、請求者がその後に勤務した複数の事業所から提出された履歴書には、請求者がそれぞれの請求期間に勤務していたと主張する事業所に勤務していたとする旨の記載はなく、このほか、請求者の当該期間に係る勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。